

# 北見市障がい福祉にかかる寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書

年 月 日

北見市長 様

(申請者)

住所

氏名

㊟ (自署又は記名押印)

生年月日

電話番号

私は、本申請書裏面に記載の北見市が実施する寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる申請において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

私は、所得を計算する対象となる年（前年（申請日が1月から6月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの。
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの。
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの。

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

私は、寡婦（夫）控除等のみなし適用に関して、北見市が、寡婦（夫）控除のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名

㊟ (自署又は記名押印)

## 【添付資料】

※事実を確認できる書類は、次のような書類です。なお、認定申請書の添付書類等で確認できる場合は、別途提出していただく必要はありません。

- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）
- ・上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

## 【注意事項（必ずお読みください。）】

- ・字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ・本申請書は、本申請書裏面に記載の支給に係る算定の計算にあたって、寡婦（夫）控除等のみなし適用を行うためのものであり、本申請書裏面の支給認定については、別途申請手続きが必要です。
- ・生活保護受給者、市町村民税非課税の方は対象外です。また、みなし適用を実施しても、結果として利用者負担額や自己負担上限月額が変わらない場合があります。
- ・所得税や市民税など税額が軽減されるものではありません。
- ・記載内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除等のみなし適用を取り消され、当該申請に基づき適用された利用者負担額や自己負担上限月額の減額分など一部又は全額の返還を求められる場合があります。

(裏面)

## 北見市障がい福祉にかかる寡婦（夫）控除みなし適用対象一覧

※○をつけた申請内容について、寡婦（夫）控除をみなし適用するよう申請します。

No.	申請	申請内容
1		障害福祉サービス（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、相談支援給付費）
2		障害児通所給付費、特例障害児通所給付費
3		療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費
4		補装具費
5		高額障害福祉サービス、新高額障害福祉サービス
6		移動支援事業
7		日中一時支援事業
8		日常生活用具給付等事業
9		地域活動支援センター
10		障がい者用自動車改造費助成事業
11		( )